

【個人情報ファイル簿】

個人情報ファイルの名称	障害児通所支援受給者台帳（保健福祉総合システム）
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 障がい者支援課
個人情報ファイルの利用目的	サービスの支給決定情報をシステム入力・登録し、受給者証の発行や受給状況の確認・管理を行うため
個人情報の記録項目	1：氏名、2：生年月日、3：性別、4：住所、5：電話番号、6：受給者証番号、7：家族状況、8：課税情報、9：障害種別、10：障害等級、11：支給決定サービス内容、12：利用者負担上限月額情報、13：収入・資産情報、14：利用相談支援事業所情報、15：上限管理事業所情報、16：サービス利用実績
記録される個人の範囲	障害児通所支援の申請を行った者（保護者）
記録情報の収集方法	本人からの聞き取り・申告 利用事業所からの申告（国保連経由）
要配慮個人情報の有無	☒ 有 ☐ 無
記録情報の経常的な提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課 総務係 （所在地）加古川市加古川町北在家 2000 消防庁舎 2 階 行政資料室
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令： 内 容：
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備 考	

「法」・・・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

「令」・・・個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）